

2023 年 1 月 10 日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命 福島銀行を通じ、
『はじめての介護』、『悠々時間アドバンス』を販売開始

はじめての介護

告知コース 無告知コース

指定通貨建終身保険
指定通貨建特別終身保険

悠々時間
アドバンス

(円建／米ドル建／豪ドル建)

積立利率金利連動型年金(AⅡ型)
積立利率金利連動型年金(米ドル建) 年金額確定特約付
積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、株式会社福島銀行（取締役社長：加藤 容啓）を通じ、2023年1月10日より『はじめての介護』*1および『悠々時間アドバンス』*2の販売を開始いたしました。

『はじめての介護』は、相続・介護への準備ができる保険料一時払の外貨建終身保険です。お客さまのニーズに合わせて、「告知コース」「無告知コース」の2コースからご選択いただけます。また、契約時に選択した介護保障割合（100%、50%）に応じて、所定の認知症による状態に該当された、または、要介護2以上と認定された場合は介護保険金をお受け取りいただけます。

『悠々時間アドバンス』は、まとまったご資金をご選択いただいた通貨でふやしながら定期的に受け取れる保険料一時払の定額個人年金保険です。お客さまのニーズに合わせて自分の長生きに備える「あとからたくさんプラン（年金総額保証付後厚終身年金）」、自分でもつかいながらご家族への相続にも備える「つかいながらのこすプラン（年金総額保証付終身年金）」、定率でふやして受け取る「自分できっちりプラン（確定年金）」の3つのプランからご選択いただけます。

いずれの商品も「人生100年時代」にむけて、お客さまのライフスタイルに合わせて、長生きの準備にご活用いただくことができます。

*1 正式名称：指定通貨建終身保険（告知コース）／指定通貨建特別終身保険（無告知コース）

*2 正式名称：積立利率金利連動型年金（AⅡ型）／積立利率金利連動型年金（米ドル建）年金額確定特約付／積立利率金利連動型年金（豪ドル建）

商品の詳細は以下の URL、商品の特徴については別紙をご覧ください。

■『はじめての介護』

https://www.nw-life.co.jp/product/individual/insurance/hajimete_no_kaigo/

- ・契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット

■『悠々時間アドバンス』

https://www.nw-life.co.jp/product/individual/annuities/yuyu_advance_jpy-usd-aud/

- ・契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

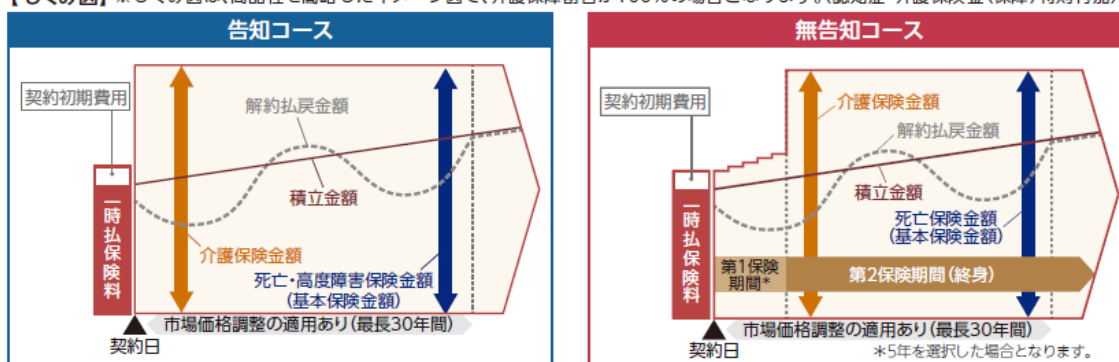
商品の概要

『はじめての介護』

1. 商品の特徴としくみ

特徴	告知コース	- 健康状態について、告知または医師の診査が必要となります。 - ご契約からすぐに、一時払保険料を上回る死亡保障を確保できます。
	無告知コース	- 健康状態の告知なしで、ご加入いただけます。 ※被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合があります。 - 第1保険期間経過後に死亡保障が大きく増加します。 【選択できる第1保険期間】認知症・介護保障特則を付加しない場合：2年、5年 認知症・介護保障特則を付加する場合：3年、5年

【しくみ図】 ※しくみ図は、商品性を簡略したイメージ図で、介護保障割合が100%の場合となります。(認知症・介護保険金(保障) 特則付加)



※介護保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、以後の保障はありません。

2. 商品の概要および主な取扱規程

商品の概要

		告知コース	無告知コース
主な保障内容	死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなられた場合にお支払いします。	
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、ニッセイ・ウェルス生命所定の高度障害状態になられた場合にお支払いします。	取扱いはありません。
	介護保険金	被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき*、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたときにお支払いします。(認知症・介護保険金特則付加)	被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたとき(第2保険期間中)にお支払いします。(認知症・介護保障特則付加)
告知		あり	なし
付加できる主な特約・特則		・認知症・介護保険金特則 ・リビング・ニーズ特約 ・円支払特約Ⅱ ・年金支払特約 ・年金移行特約 ・目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ ・円建終身保険移行特約Ⅱ ・指定代理請求特約 ・保険料円入金特約	・認知症・介護保障特則

* 公的介護保険制度の要介護認定を受けていなくても、ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態になられた場合はお支払いの対象となる場合があります。

主な取扱規程

指定通貨	米ドル・豪ドル	契約年齢範囲	50歳 ~ 90歳(被保険者の満年齢)
最低一時払保険料	50,000 米(豪)ドル*1	最高保険金額	10 億円*2
保険期間	終身	解約払戻金	あり(市場価格調整適用)
		配当金	なし

*1 保険料円入金特約を付加する場合は500万円

*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを我们用います。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

3. リスクと費用について

【市場リスク・為替リスクについて】

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は外貨建であるため、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要な費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料から次の金額を控除します。

告知コース	一時払保険料の5.7%～6.5%	無告知コース	一時払保険料の6.5%
-------	------------------	--------	-------------

【保険期間中の費用】

死亡保障や高度障害保障*に必要な費用を毎月積立金から控除します。また、認知症・介護保険金特則および認知症・介護保障特則が付加されている場合は、上記に加え、介護保障に必要な費用を控除します。これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。*無告知コースの場合、高度障害保障はありません。

なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に次の費用を差し引いています。

告知コース：ご契約の締結や維持に必要な費用 **無告知コース**：ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用

【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

- 外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
保険料を円貨で払込む場合〔保険料円入金特約〕	TTM + 50 銭
死亡保険金、介護保険金等を円貨で受取る場合〔円支払特約Ⅱ〕	
円建の年金で受取る場合〔年金支払特約〕〔年金移行特約〕	TTM - 50 銭
円建終身保険に移行する場合〔目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ〕〔円建終身保険移行特約Ⅱ〕	

* TTM（対顧客電信仲値）は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記為替レートは、2022年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および保険金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として特約積立金から年金額の1%を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- 目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅲによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

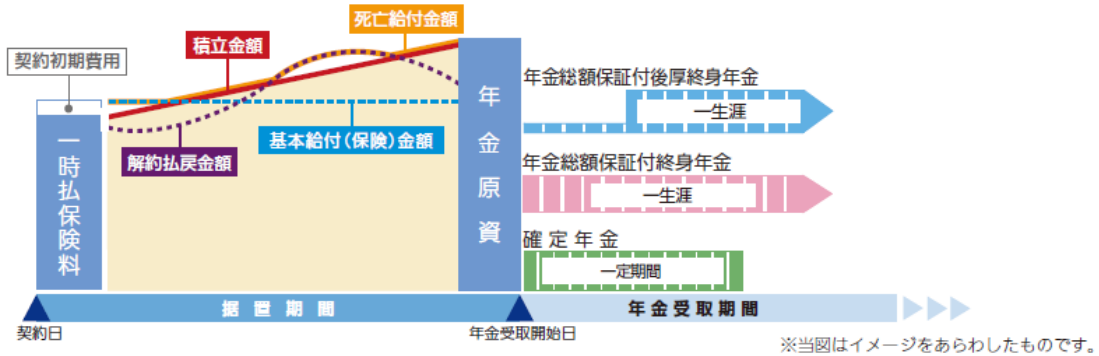
『悠々時間アドバンス』

1. 商品の特徴としくみ

特徴

- 1 固定利率で運用、契約通貨建の年金額はご契約時に確定します。
- 2 「年金総額保証付後厚終身年金」「年金総額保証付終身年金」「確定年金」の3つの年金種類から選べます。

【しくみ図】契約通貨は  円建  米ドル建  豪ドル建 よりお選びいただけます。



2. 商品の主な取扱規程および概要

主な取扱規程

契約通貨		円・米ドル・豪ドル	
契約年齢範囲		0歳〜89歳（被保険者の満年齢）※年金種類によって、契約年齢範囲が異なります。	
据置期間		0・1・5・10年 ※据置期間によって、ご選択できる年金種類が異なります。	
取扱金額	一時払保険料	最 低	円建：200万円、米ドル建・豪ドル建：20,000米（豪）ドル* ¹
		最 高	契約年齢が70歳以上の場合、5億円* ²
	年金額	最 低	円建：10万円、 米ドル建・豪ドル建：1,000米（豪）ドル（外貨でお受取りになる場合は6,000米（豪）ドル）
		最 高	3,000万円* ²
付加できる特約* ³		・保険料円入金特約 ・円支払特約（Ⅱ） ・年金円支払特約 ・新為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約 ・後厚終身年金特約（米ドル建／豪ドル建）	

*1 保険料円入金特約を付加する場合は200万円（1万円単位）。

*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。

*3 契約通貨によって、付加できない特約があります。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。詳細につきましては、試算設計書にてご確認ください。

商品の概要

主な保障内容	死亡給付金	被保険者が据置期間中に亡くなられた場合にお支払いします。			
	年金	被保険者が年金受取開始日を迎えられた場合にお支払いします。			
年金種類	円建	年金総額保証付終身年金・確定年金			
	米ドル建・豪ドル建	年金総額保証付後厚終身年金・年金総額保証付終身年金・確定年金			
解約払戻金	あり（市場価格調整適用）	配当金	なし	告知	なし

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません（募集代理店による元本および利回りの保証もありません）。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

3. リスクと費用について

円建 積立利率金利連動型年金(AⅡ型)

■市場リスクについて

据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金の種類の変更等による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■お客さまにご負担いただく費用について

【契約初期費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料の**4%**を一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

契約初期費用以外に据置期間・年金受取期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

米ドル建 積立利率金利連動型年金(米ドル建)年金額確定特約付 / 豪ドル建 積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

■市場リスク・為替リスクについて

据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、この保険は為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用の合計額です。また、円貨と外国通貨を交換される場合等で、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

【契約初期費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料の**5.5%**を一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の**1%**の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

- ・特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

契約通貨	適用為替レート	
 米ドル建	 豪ドル建	保険料を円貨で払込む場合【保険料円入金特約】
 豪ドル建		死亡給付金等を円貨で受取る場合【円支払特約Ⅱ】
		TTM + 50 銭
		TTM - 50 銭

*TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2022年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- ・一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。